

平成23年度 第1回京都市歴史まちづくり推進協議会 議事要旨

日 時 平成23年12月14日(水) 10:00～

場 所 本能寺会館 5階 雁(かりがね)

(議事要旨)

<開会の挨拶>

<議題1 京都市歴史的風致維持向上計画の平成23年度変更について>

〔 ○事務局より「資料2 京都市歴史的風致維持向上計画の平成23年度変更について」に沿って、計画変更の概要と意見聴取結果について説明 〕

○座 長 計画の変更について、御意見をいただければと思います。

○委 員 施設や資産を中心に活用、活性化ということが描かれていますが、これを支えてきたものが地元にもたくさんあります。吉田神社関係やお寺関係、住民関係、そういう人たちが岡崎や白河を作ってきたということについての研究なしに、施設整備を中心にしていきなり進めてしまうと、少し問題があるかと思います。

岡崎一帯の年間の利用プログラムや、利用者に関するデータも欲しいと思います。いろんな催し等が年間を通してありますが、できれば時間帯、季節、あるいはイベント毎、それらを支えてきた人たち等、そういうものの底力を一度押さえた上で、こういう活性化ビジョンをもう少しみんながそうだとと言えるような形でやりたいと思うので、そういう作業をすることを考えていただければいいかと思っています。

それが1点で、2点目は疏水の話ですが、水というのは琵琶湖からもらっているわけであって、琵琶湖の集水口やゲートなど、京都に引水するときには複雑な話があった上で今の施設が出来ていると思うのですが、これを京都側だけで、「疏水だ、疏水だ」と言っているのか、近隣の都市へのごあいさつはどうかののでしょうか。

○事務局 最初に御指摘のありましたとおり、支えてきた人々のことや現在取り組まれている色々な活動もございますので、今後歴史まちづくりを進めていく中でそういったことも深めながら、まちづくりの推進あるいは促進を図っていかねばならないと思っております。

また、大津市側につきましては、確かに大津市にとっても景観的要素としても非常に大きな部分で、大事な施設かと思っています。また、改めまして大津市の方にも「こんなことでやっていきます」というような話も伝えてまいりたいと考えてございます。

○座 長 他に御意見いかがでしょうか。

○委 員 一つ質問なんですけど、この岡崎公園は公園として博覧会場に使われたり、元来オープンスペース的な性格が強かったものが、戦前の時点でずいぶん施設が建て込んできたようで、今現在、見た目の建ぺい率は低いのですが、実際は前庭で囲い込まれていて、あまりオープンスペースという感じがしないところがあります。明治期以来、岡崎公園として位置付けられたものの性格が、これから先どのように意識されていくのかについて、今度の計画の中での具体的なイメージがありましたら、

お聞かせいただければと思います。

○事務局 岡崎地域の都市公園法に基づく都市公園区域というのは、京都会館やみやこメッセ等が入っていない部分でございまして、広い意味では平安神宮も含めて全体が公園的な要素となっています。先ほども申しましたが、岡崎の活性化ビジョンの中でも、現在の施設群とこの広々とした空間の良さを将来にもしっかりと継承していこうという考え方がベースになっております。公園区域の中には公園法の制約もございまして、今後建て込んでくるということはありませんし、活性化ビジョンでも広々とした空間の良さをしっかりと残していくという考え方でございます。歴史まちづくり計画においてもそういった精神を生かしたまちづくりを進める予定です。

○座長 岡崎にしろ吉田にしろ、近代に目が向きがちですが、やはり歴史の重層性という意味で非常に面白い地域だと思います。近代化遺産の保全・活用は非常に結構なんですけど、近代化遺産に焦点を合わせすぎないように、もっと広く歴史の重層性を感じさせるように御配慮いただければと思います。例えば、岡崎や吉田には、あまり重視されていない普通の民家が建造物群として面白い所が多く、旧市街地に比べるとはるかに残りが良いと思います。あるいは近世のものなどもまだまだ多いと思いますので、平安以来の岡崎を、あるいは吉田を体感できるような、そういうまちづくりの在り方を期待しています。

他に御意見いただけますでしょうか。

○委員 今の座長の御意見に関連して。吉田と言うと京都大学文教施設群が近代以降の施設であり、一番エリアも大きいですし、随分建物が建っておりインパクトが相当あります。しかし、吉田における重層性と言うと、吉田は近江と京都を結ぶ要のような所で、中世末ぐらいには一種の武装化した頃があり、その区画はまだ残っています。また、吉田神社もあり、今は重森邸ぐらいしかきちんとした構えはありませんが、それでもかつての吉田神社とその周辺の暮らしがあった所も、浄土寺の方に向かう道なんかも含め、まだ維持されていると思いますので、これらもこれ以上滅失していかないよう、是非御配慮いただければと思います。

<議題2 京都市歴史的風致維持向上計画に基づく取組について>

〔 ○事務局より「資料3 平成22年度維持向上計画の進行管理・評価について」 に沿って、平成22年度の取組と進行管理・評価案について説明 〕

○座長 今の件について御意見はございますでしょうか。

○委員 こういう紹介では出てこないことの一つに、技術の保存継承というのがあるかと思います。例えば建造物は大工さんなどの職人さんの色々な御努力というのも非常に大きく感じる所でもあります。日々研さんし、技術を高く保っていただき、より良い建物を造っていただきたいという思いの上で、その人たちの努力を評価したいと思いますので、何らかの形で表現できたらいいなと思います。

○事務局 技術の伝承については、明確な方向性は示しておりませんが、歴史的建造物に対する課題の中で大工さんや、左官、建具職人等の技術の継承ということを少し書いておりますので、それに関して少し充実した書き方を検討させていただきます。

○座 長 今の点ですが、評価シートの最後の地域の歴史まちづくりの推進というところで色々紹介することが可能ですよね。NPO等の活動などについてはこちらのシートが向いているんじゃないでしょうか。

他にまた御意見ございますでしょうか。

○委 員 今のことに関連して。(技術の伝承等に関する)今の懸念に対しては、きちんとした仕事を積み重ねていくことが一番確実な一つの方法だと思いますが、一方で金沢市などでは職人大学校などでいろんな職方の人たちが更にスキルアップしようという取組があります。京都でもかつては業種の組合毎に研修等の取組もありました。しかし、建物や景観に関する総合的な技術も、あるいはその成果としての造形物も、やはり一つの職域だけでは出てきにくいですから、文化財マネージャーの養成等もありますが、それを支える人たちが一体になれるような何かができないかなと思いました。

○委 員 少し確認をしたいのですが、この歴まち法を京都市において京都市歴史的風致維持向上計画にするという位置づけはどうなっているのでしょうか。条例があるのか、それとも景観政策や文化財保護、まちづくり等の色々な条例があり、それらをこの計画と関連付けていくのかということですか。

これは国が最近作った法律ですが、京都市は既に色々なことを実施しているので、必要に応じてそれらを組合わせていくということができる。例えば市民の活動というようなものでも、公的な補助が入ったものはこういう様に書きやすいんですけど、自主的にやっているようなものなどはどのように取り上げていくのかということもあります。

この歴まち法に基づく維持向上計画というのは、京都市の条例や様々な他の制度との関係でどのようにリンクされているのか教えていただきたいと思います。

○事務局 御指摘のとおり、京都市もかねてから様々な分野で歴史まちづくりの取組を実施しております。法律や条例に基づく事業も行っておりますし、そうでないものもたくさんございます。今回この歴史まちづくりということと言うと、歴史的風致を維持向上させようという一つの目標に根差した横糸をつなぐことが、歴史まちづくり計画の大きな役目の一つかなと考えております。

また、もちろんこの維持向上計画を作って国に認定していただくことによって、事業に対する公的助成といったものもございます。そういったことも活用しながら横糸を通していく。横糸というのは、実は行政の中の事業だけではなくて、先ほどの市民の自主的なまちづくりなども本当は横糸を通して、1足す1が2ではなく、1足す1が3に成るようなことが、将来的にこの計画の中でできないかと考えております。

○委 員 景観政策の場合は新しい条例に基づいて決定されているわけですが、この維持向上計画等々に関連する事業は行政上の運用であって、それを京都市の維持向上計画とするという条例的なものはないわけですね。

○事務局 この法に基づく条例というものを作っているものではございません。それぞれ条例や計画を持っており、色々な事業が縦で通っている、それを歴史的風致という横軸でつないだときにどんな全体像が見えるかといったような形でまとめてお

ります。

○委員 少し追加ですが、景観等をコントロールしたり誘導するというところで言うと、法律でも古都保存法や風致の法律、景観法など様々な法律があり、今度は歴まち法という四つ目の法律が出来たということになります。風致で言いますと、法律に基づいて、条例で基準を設けて規制誘導を行っていく。古都保存法は、規制の部分もありますが、規制する代わりに買入れ等の財政的な支援を行います。その根拠としては法律があれば十分に条例化はしていない。景観については、景観法に基づいて色々やっており、景観法そのものに基づくデザインコントロールは都市計画の方でしっかり規制をする仕組みになっていますが、少し外れた部分の建造物の修景や、手続等の部分については条例を作ってコントロールするというところでございます。つまり、条例にしなければならぬものと、しなくても進行管理できるものがあり、それらを全体としてどのようにマネジメントするかということについては、例えば景観計画等といったものと連携をしながらやって参ります。

歴史まちづくりについては、横糸の役割を果たすもので、職方の連携のネットワークや、市民のネットワークといったものが出てくるのが本来ある協議会の姿で、そこに向けてしっかりと取組を前進させていかなければならないと思っておりますが、今は少し小さいところから課題をしっかりと積み重ねていって広げていこうと考えており、様々な御意見を頂いているという状況でございます。

○座長 先ほどの技術の伝承についてのコメントに対して何かありますでしょうか。

○事務局 技術の継承につきましては、市民の色々なNPOさんでも、職人さんの技術を継承するような取組をされておられますが、先ほど横糸でつなぐ話の中でもありましたが、一体となるような取組についても非常に大切な話だと認識しておりますので、様々な関係機関、関係団体などとも力を合わせながら研究してまいりたいと考えております。

○座長 他に御意見ございますでしょうか。

○委員 今御説明いただいたのは毎年度の進捗状況の評価であって、3年ごとの総括評価とは違うわけですね。資料3にありますように、計画に記載されている歴史的風致維持向上に関する意義と基本方針に沿って総括評価を3年ごとにやればよいということになってはいますが、ある程度、毎年の進捗評価においても、「こういう方向に向けてこういう事業を進捗させています」というようなニュアンスがあってもいいと思います。例えば「歩くまち京都推進室」の方で嵐山や東山の観光交通対策を毎年実施しており、歴史的風致維持向上計画の基本方針には、「歴史的風致を取り巻く市街地環境の保全を図るため、ゆったりと歴史や伝統を感じることができ」、そこから「歩く魅力のあるまちづくり」と書いてあります。維持向上計画の担当としては、パーク・アンド・ライドを推進したとか、公共交通が促進されたというのではなくて、例えば長辻通をどのくらいゆったり歩けたとか、観光客一人当たりの滞在時間などで、「ゆったりと歴史や伝統を感じることができ」ということをもっと前面に出すべきです。駐車場整備は手段であって、歴史的風致維持向上計画の基本方針の進捗としては「ゆったりと」という部分だということを書かないと、京都市の維持向上計画が本当に実現に近付いているのかが確認が

できないと思うので、そういう意識を、方針をもう一度確認する必要があると思います。

○事務局 確かにこの方針に基づいて、しっかりと進んでいかなければならないと思います。御指摘のとおり、「歩くまち」の目標としてはゆったりと歩けるということが、それにより歴史を肌で感じるというのが大事だと思いますので、関係部局と連携を取り、そのように評価していけるような取組をしてみたいと考えております。

○座長 他に御意見がございますでしょうか。

特に御意見、御質問もございませんようですので、23年度の取組について御説明いただきます。

〔 ○事務局より、平成23年度に実施している歴史まちづくりに関する取組について説明。「京都を彩る建物や庭園」の制度紹介を含む。 〕

○座長 今の2件について、御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 今、観光案内板のことが紹介されましたが、放置自転車のお知らせ看板が100人委員会の協力で同じような色のトーンで改善されたということも結構重要ですので、あわせて書いておくといいと思います。修学旅行生が一生懸命バス停の写真を撮っていて、「さすがに京都は違う、これがバス停なんだ」と言って、結構感動していました。子供たちにとっては金閣寺も大事ですが、京都に来たときにああいうデザインされたバス停表示というのも勉強になるんだなということをつくづく感じました。

「京都を彩る建物や庭園」の制度ですが、今まではある建物が壊れようとする、周りの市民の気づいた人が市役所に相談に来るということが多かったわけですね。市民としては日ごろから良い建物だなと思っていても、それを文化財や景観重要建造物にしようと言ってもなかなかできませんでした。また、所有者や御家族がそう思っても、基本的には自分で手を挙げることもできませんでした。それがこの制度では、自分でも、あるいは他人のものでも市民がこれを残したいと思うのであれば提案することができます。ですから、まだ壊す予定でない状態のあいだに、指定建造物になるものを整理し、それ以外のものに関してもあらかじめ市民の皆さんに保護してもらおうという制度として、なかなかいいものだと思います。

○座長 他に御意見ございますでしょうか。

○委員 23年度の取組の歴史的建造物の修理・修景の所有者の負担というのはどれぐらいあるのでしょうか。

○事務局 建造物の指定制度にも差がありますが、景観重要建造物に指定している物件については、工事費の3分の2の補助をさせていただいていまして、3分の1が所有者の方の御負担になります。上限600万までです。

○委員 ベースの工事費が大きくなれば、上限600万になりますので、かなりの額を負担されます。

○座長 他に御意見ございますでしょうか。

先ほどの標識について質問させていただきますが、京都は「何とか通」がたくさ

んありますが、標識には「通り」の「り」を送っているものと、送っていないものがあります。恐らく今の感覚だと「り」を送るのではないかと思いますが、新しい標識では、「通り」の「り」を送っていないようです。その辺りで何か議論になったんだろうと思いますのでお教えいただければと思います。

○委員 このガイドラインのキーワードにありますとおり、観光客にシンプルで分かりやすくということから、正確性よりもできるだけ少ない量で情報を与えるということで、「り」が振られていないという経過がございます。

○委員 今の標識の件なんですけど、京都の標識というのは他の大都市に比べて非常に配慮が良くできていると思いますが、それでもやはり長く住んでいる人間でも、あってほしいところになくて困るときがあるので、どこに配置してほしいかという声を吸い上げるような道筋というのがあればいいなと思います。

それから、自転車は車道を通れという話が最近、急激に盛り上がっておりますが、自転車による京都のまちの通り方と言うか、味わい方みたいなことについては何かアイデアございましたら教えていただけますか。

○委員 建設局でございます。自転車の通行環境整備についてですが、自転車は車道の左側が原則と言われておりますが、京都では道路が狭いため、なかなかそのままでは非常に危険ということもございまして、現在、京都国道事務所と京都府、京都府警と京都市が入りまして、府下全体でどういう形での自転車通行環境整備が必要か、ネットワークをどうするか、どういう構造で造るかということについて、議論を行っております。その中で、具体的に京都市域はどうするかということも検討中でございます。できるだけ早い時期に決めていきたいという状況でございます。

○座長 ありがとうございます。他に御意見ございますでしょうか。

それでは、この件、終了させていただきます。どうもありがとうございました。以上で議題を終えましたので、事務局の方に戻させていただきます。

(傍聴者退室)

<事務連絡>

<開会の挨拶>

(終了)